

施設養護におけるレジデンシャルワークの再考

— 児童養護施設実践に焦点をあてて —

伊藤嘉余子*

近年、児童養護施設は、多様化する養護ニーズに対応すべく、その役割の多機能化が求められている。本研究では、多機能化が進む児童養護施設における実践内容を再考し、今後の施設実践のあり方や方向性を明らかにすることを目的とした。まず、施設実践の総体を意味する用語「レジデンシャルワーク」の定義や特質に関する先行研究を整理した。次にこれまでの施設養護理論の体系化に関する議論とホスピタリズム論争との関連性について文献研究を行った。2点の視座からの先行研究レビューを通して、①児童養護施設におけるあらゆる実践においてソーシャルワークの視点やスキルが必要であること、②直接援助にあたるマイクロレベルのソーシャルワークだけではなく、アドミニストレーション、ソーシャルアクションといったメゾ・マクロレベルのソーシャルワークの重要性を認識する必要があること、③ホスピタリズム論争を契機に確立していった養護理論は、異なる視点に立脚しながらも、ソーシャルワークの要素を施設実践に加えることを強調した点は共通していること、が明らかとなった。

キーワード：児童養護施設、レジデンシャルワーク、施設養護

はじめに

社会的養護とは、子どもを対象とする養護（養育と保護）を包括的にあらし、子どもを守り育てる社会的活動の総体を意味する。養護の責任は保護者・親だけでなく、公的責任に基づく国や地方公共団体、さらにすべての国民が担うものであることが、児童福祉法によって明示されている。

社会的養護体系のなかで、施設養護の中心的役割を担っているのが児童養護施設である。児童養護施設が果たすべき機能・役割は、被虐待児童の増加や社会的支援を必要とする親・家族の増加など社会情勢の変化とともに多様化してきている。

まず、孤児院時代から一貫して施設機能の中

核をなしてきた「養育機能」（日常生活援助、衣食住の保障）、入所児童やその家族が抱える問題の複雑・深刻化によって強調・付加された「治療機能」「家族関係調整機能」、1997（平成9）年の児童福祉法改正によって改めて強調された「自立支援機能」、さらに近年においては、地域の子育て力の脆弱化に対応すべく「地域支援機能」の拡充が強調されている。

児童養護施設は、子どもや家族のニーズに応えるべく、その機能を多様化させることが求められている。児童養護施設は、被虐待児童の増加をはじめとする深刻化する養護課題への対応と同時に、長い歴史の中で培った養育のノウハウを地域に還元し、地域資源としての価値をもつことを求められているともいえる。多様な機能を有機的に展開するには、養護実践内容そのものを充実させることが必要であり、そのためには、実践理念や目的についても再考し、必要

* 埼玉大学教育学部乳幼児教育講座

であれば新たなパラダイムを構築しなければならないだろう。

本稿は、児童養護施設における養護実践のあり方を問い直し、新たなニーズや養護状況の変化に対応するための方向性や具体的な援助のあり方について考究する手がかりを明確にすることを目的とし、以下の2点の視座から文献研究を行った。まず1点めとして、施設におけるケアワークとソーシャルワークの総体を意味する用語として用いられることの多い「レジデンシャルワーク」の定義や特質に関する文献研究を行った。2点めとして、施設養護理論の体系化の試みとホスピタリズム論争との関連性について検討した。

I. レジデンシャルワークの構成要素と特質

本章では、社会福祉施設実践を意味する用語としての「レジデンシャルワーク」や「レジデンシャルケア」の定義、構成要素、特質などについて、先行研究をもとに検証していく。前半は社会福祉施設全般に共通する主張や論点について概観し、その後、児童福祉施設特有の特質について考察し、次章の「ホスピタリズム論」を視座においた検証へとつなげていきたい。

1. レジデンシャルワークの定義に関する諸説

レジデンシャルワークという用語とその内容については、レジデンシャルワークに関する先行研究のなかで、「従来のソーシャルワークのなかで軽視されてきた」と紹介されることが少なくない。先行研究の数も多くなく、用語の意味するところについても、明確に定義されているとはいえず、言及者によって解釈が異なる現状にある。相澤(1984)が、「ソーシャルワークの歴史・価値・意義などの研究は多いが、ケアワーク(レジデンシャルワーク)の研究は寡少である⁽¹⁾」と指摘したとおり、近年においても、ソーシャルワークやレジデンシャルワークとい

う視点から、施設実践について検討されることは、増えつつあるものの、まだ多くないといえよう。

先行研究による施設実践(レジデンシャルワーク、レジデンシャルケア)に関する定義は、大きく3種類に分けられる。

まず、小笠原祐次による定義がある。小笠原はレジデンシャルワークに関して最も多く言及している人物といえよう。小笠原(1991)は、レジデンシャルワークについて、「パーソナルケアを基盤として、ソーシャルワークと施設運営管理の方法・技術の3つの方法の総合的・一体的体系が社会福祉施設における援助方法・技術(レジデンシャルワーク)の体系と考えることができる」と、レジデンシャルワークを定義している⁽²⁾。さらに、この小笠原の論によると、パーソナルケアを基礎とした3つの援助方法を実践の場で駆使する職員の能力が重要であるとした上で、援助にあつての価値(理念)と態度の総合的体系として構築されたものがレジデンシャルワークの体系であるとされている。また、小笠原は、執筆を担当した「現代福祉学レキシコン」の「施設ソーシャルワーク」の項においても同様の定義をしている。

2つめとして「レジデンシャルケア」と「レジデンシャルワーク」に分けて定義するものがある。「子ども家庭福祉・保健用語辞典」(2002)や英国の用語辞典「Social Work」(2002)においては、「レジデンシャルケア」を「日常生活援助」または「ケアワーク」、「レジデンシャルワーク」を「家庭復帰(施設退所)に向けた援助」または「ソーシャルワーク」と分けて定義している。

3つめとして、ケアワークとソーシャルワークを包括して「レジデンシャル(施設)ワーク」と称するものがある。その根底には「施設における実践内容すべてがソーシャルワークである」との認識が存在する。兼頭(1986)は、ソーシャルワークを「何らかの理由で生活障害に直面している個人や集団に対し、正常な社会生活

に向けて行う専門的援助の総体」と定義した上で、「福祉施設では、広い意味での処遇と同義に理解することができる」と述べている⁽³⁾。

一方で、曖昧な定義の辞典もある。日本社会福祉実践理論学会編纂の「社会福祉実践基本用語辞典」においては、施設処遇 (treatment) と施設ケア (care) と施設ソーシャルワークは同義とされている。学会レベルでの概念検討が必要である。

先述した小笠原の定義が、他の辞書等による定義と大きく異なる点は、他の定義が「ソーシャルワーク+ケアワーク」であるのに対して、レジデンシャルワークの構成要素として「アドミニストレーション (正式にはソーシャルウェルフェアアドミニストレーション; 以降アドミニストレーション)」を特記して加えている点である。アドミニストレーションも実は「ソーシャルワーク」の体系のなかの1つの援助技術として位置づけられているが、施設利用者に対して直接用いる援助技術ではないという点から、施設における実践内容については「ソーシャルワーク」と分けられて論じられることが少なくない。

また、米本 (1986) は、「もし、ケアワークをソーシャルワークの一下位部門として位置づけ、社会福祉施設における施設処遇を嚮導する理念とディシプリンをソーシャルワークが提供することができれば、社会福祉施設とはソーシャルワーク施設であるとの定義も可能になろう⁽⁴⁾」と述べている。

ソーシャルワーク対ケアワークという問題の立て方を用いて、さらに、ケアワークをソーシャルワークの一下位部門として位置づけるといことについては、介護や保育などの現場において、いわゆる「ケアワーク」に従事している立場の者から、少なからず反論が出ることが予測される。ソーシャルワークとケアワークの相違点や関連性については、実践現場の違い(場所や領域など)という切り口ではなく、それぞれのもつ機能、社会福祉援助技術としての力点

や方法論などの違いに焦点を当てながら論じる必要がある。しかしながら、紙面の都合上、ここで、ソーシャルワークとケアワークの相違点や関連性について詳論することは避けることとする。

2. レジデンシャルワークの特質

次に、レジデンシャルワーク (施設実践) がもつ特質について先行研究を基に検証していく。前節において、レジデンシャルワークの定義については諸説あり、未だ一本化されてはいないことが明らかになっているが、本節においては、レジデンシャルワークをケアワークとソーシャルワークの総体として捉える立場から、その特質について考察することとする。

まず、児童や高齢者、障害者といった利用者の種別を問わず、すべての社会福祉施設実践に共通する特質について指摘している主張について述べる。

レジデンシャルワークをソーシャルワークとケアワークの総体として位置づけている立場の1人であるクロウ (Clough, R.; 2000) は、レジデンシャルワークの特質として、以下の3点を挙げている。

- ①職員の仕事の多くが、他の職員や入所者の面前で遂行されること
- ②グループやユニットなど、複数の職員によって実践されること
- ③仕事の多くに「完成」というものがないこと

さらに「職員と利用者との相互作用」に着目し、職員に求められる力量の1つとして、良好な人間関係構築力を主張している⁽⁵⁾。これは、個々の職員が対利用者との良好な人間関係を構築できる力の必要性を強調すると同時に、職員間のチームワーク力の重要性についても指摘するものである (Clough, R.:2000)。この主張は、レジデンシャルワークが1人の職員による個人

プレーではなく、複数の職員によって実践されるという根拠に基づいている。クロウの主張の大きな特徴の1つは「職員の人間関係構築力」が重視されている点だといえよう。

ペイネ (Payne, C.:1977) は、レジデンシャルワークとは「施設におけるソーシャルワーク」であるとした上で、その内容を以下のように説明している⁽⁶⁾。

- ①入所に伴う、また家族や友人との分離に伴う苦しい経験にクライアントたちが対処するように援助すること
- ②クライアントたちが新しい主要な生活集団へ適応していくのを促進すること
- ③入所をもたらすに至った多様な生活問題を解決していくようにクライアントたちを援助すること
- ④クライアントたちが「外部の」社会と接触していけるように助力すること
- ⑤施設生活場面の内外にある意味のある関係を維持していくようにクライアントたちを援助すること
- ⑥クライアントたちに「旅立ち」-それが地域社会で新生活を築くために施設を立ち去る場合、また他の施設に移る場合を意味するにせよ、あるいは末期ケアにある人々の例のように、本当に死を迎える準備を意味するにせよ-の用意をさせること

ペイネは、レジデンシャルワーカー（施設職員）の重要な資質として、グループワーカーとしての力量、エンパワメントアプローチの視点、社会と利用者とのリンケージとしての役割、利用者の最大限の自己実現を可能にする実践力などを特に強調していることがわかる。こうしたソーシャルワーカーとしての基本理念や価値をもって日常生活援助にあたるのがレジデンシャルワーカーの職務であるとも読み取ることができる。

相澤 (1984) は、レジデンシャルワークを

「食事、洗面、更衣、入浴、排泄、移動の全般的・部分的介助などのケアワークで、養護、直接処遇などともいわれるもの」とした上で、「(このようなケアワークの) 特徴は、日常生活の基本的欲求の充足が主な機能となっているために、持続性・反復性・身体接触率が高いなど」と、レジデンシャルワークの特徴について述べている⁽⁷⁾。持続性と反復性が高いケアワーク業務は、ワーカー側に、「業務への慣れ」と「利用者への甘え」を生じさせやすい。1つの1つの営みが、利用者の日常生活の質を創出し、自己実現や自立支援につながっていくものだという強い自覚と使命感を忘れることなく実践していかなければ、ケアワークの専門性は担保できないといえよう。そうした意味において、施設におけるケアワークの専門性を支えるものは、担い手であるワーカーがソーシャルワークの視点や価値をもって実践しているか否かにかかっているともいえる。

次に、児童福祉施設におけるレジデンシャルワークの特質を挙げている論について検証していく。

リーとピサース (Lee and Pithers:1980) は、「子どもの施設におけるレジデンシャルケアの機能・使命」として、英国カムデン市 (Camden) の条例を引用しながら、以下の項目を挙げている⁽⁸⁾。

- ①競争原理と個人主義への挑戦
- ②集団意識と相互依存の醸成
- ③子どもが集団に充分に参加できるように自尊心をもたせるとともに、相互依存関係を構築できるよう促すこと
- ④子ども間の階層性をなくすこと
- ⑤短所を長所でカバーできるよう支援すること
- ⑥伝統的な性別役割分業観をなくすこと
- ⑦子どもの生来家族との関係と相反しない、温かく心の通った人間関係を施設内で構築すること

⑧政治上の疑問を解決できる力の習得を助けること

ここでは、「レジデンシャルケア」という日本ではケアワークに結びつきやすい用語を用いながら、その内容の意味するところは、国際ソーシャルワーク協会が示している「ソーシャルワークの定義」と大部分が重複する。この主張の大きな特徴は、子ども自身の成長や自立の支援といったマイクロレベルの実践にとどまらず、社会正義の実践というソーシャルアクションに関する内容が多く含まれる点である。これは、施設実践が単に施設内で完結するものとしてではなく、施設がもつ機能を社会資源として地域に還元し、すべての人が住みやすい地域を創造していくべきだという信念が鮮明に打ち出されたもののだといえよう。

鈴木（2003）は、児童福祉施設におけるケアワークを「レジデンシャルケア」と表現した上で施設養護の機能について以下のように定義している⁹⁾。

- ①日常生活援助・支援の機能
- ②心理治療的援助・支援の機能
- ③社会的機能と自立支援の機能

さらに鈴木は、上記3つの機能のうち、①日常生活援助・支援の機能を「ケアワーク機能」と定義し、③の「社会的機能と自立支援の機能」の説明の中で「ファミリーソーシャルワーク実践」の必要性を指摘している。しかし、この分類・定義と説明では、施設養護の機能とレジデンシャルワークとの関係性について、「②心理治療的援助・支援」の位置づけが不明瞭であるとともに、冒頭の「ケアワーク＝レジデンシャルケア」という定義と矛盾する論理展開となっており、今後、精査する必要があるだろう。

外川（1997）は、児童養護施設におけるソーシャルワークを「子どもたちの親とかかわって

いく実践（ファミリーケースワーク）」や「地域に出てさまざまな方々とかかわっていく社会的な実践（コミュニティケア）」等とした上で、施設職員がソーシャルワーク実践に取り組む必要性を主張している¹⁰⁾。つまり外川は、施設での実践を「施設外の人に対する働きかけ」の有無を基準として、「ケアワーク」と「ソーシャルワーク」に分類している。

萩野（1983）は、「『施設』という立場でのソーシャルワーカーの働きは身辺介助を中心とする養護性である」と捉え「ケアワークを土台として、社会関係を扱うソーシャルワーク」を実践するものだと述べている¹¹⁾。萩野も外川と同様、対利用者をケアワーク、対施設外の働きかけをソーシャルワークと位置づけているといえる。

鈴木、外川、萩野の3名による主張から、日本におけるレジデンシャルワークに関する定義の特徴として、ソーシャルワークとケアワークを分けて整理しようとする傾向が強いことがうかがえる。これは、諸外国には馴染みのない「ケアワーク」という用語が日本では一般的に使用されており、施設実践を捉える上で、重要なキーワードになっていることと、またそれにもかかわらず、両者の明確な区分がなされていないという日本特有の事情によるものだと考えられる。

施設ケアとソーシャルワークの関係について、根本（1986）による次のような指摘がある¹²⁾。

- ①生活施設における処遇の基本部分は、入居者に安定した生活環境を与えて日常生活援助をすることである。その中には、日常生活動作の介助、家事的サービス、基本的な生活習慣や学習の指導などの働きが含まれる。これらはケアの中心的機能である。
- ②そうした日常的サービスの提供過程で、たとえ施設内外の専門家の協力が得られるとしても、しばしば高度の知識・技術を要する関わり方が同時に求められている。その際ソーシャルワーク及び心理療法等の方法

が用いられることになるが、この「同時に」に施設ケアの特色があり、そこに成功しなければ施設の目的は十分には達せられない。そこで、スーパービジョン体制の必要性も生じる。

- ③施設という人為的生活集団においては、入居者間、入居者・職員間、職員・組織間等の意識的な関係調整や集団力学の活用が重要で、その面では、基本的にソーシャルワークの方法が有用である。
- ④家族や地域社会や社会機関との関係においても、生活条件や制度の改革においても、ソーシャルワークの方法が用いられなければならない。

根本は、(1)施設においてはケアワークとソーシャルワークが同時に用いられること、そしてそのような実践は、高い専門性が要求されること、(2)ゆえにスーパービジョンが必要であり、職員間の人間関係が非常に重要であること、(3)施設という集団生活においては良好な人間関係調整能力が必要であり、それはソーシャルワークスキルであること、を強調している。

日本においては、施設職員のスーパービジョンや職員間の人間関係調整といったアドミニストレーションに関する議論が少ない現状にある。施設職員が利用者に有効な援助を実践していくためには、職員にとっての職場環境整備も非常に重要な課題となる。利用者に対する直接援助技術や内容に関する議論ももちろん重要であるが、同時にアドミニストレーションについても十分検討することが、課題といえるだろう。

II. ホスピタリズム論からみる レジデンシャルワーク

本章は、日本におけるホスピタリズム論争から養護理論確立の試みまでの変遷を概観することによって、児童養護施設のレジデンシャル

ワークが踏まえるべき視点、内容、価値、理念などについて検証するものである。これは、ホスピタリズム論争のキーワードとなった「家庭的処遇(養護)」のもつ意味について再検証し、レジデンシャルワークのもつ意味を子どものニーズに即したのものとしてロジックを構築することを意図したためである。

1. 「ホスピタリズム」論の根拠と背景

「ホスピタリズム」とは「施設養護の弊害」を意味する言葉であり、「施設病」と訳されることもある。入所施設で育つ子どもは、一般家庭で育つ子どもと比べて、さまざまな側面において劣る点が多いという指摘であり、施設養護への批判であるといえる。

第二次世界大戦後、日本では、急増した浮浪児や戦災孤児を保護・収容するために、学校校舎や大邸宅を改築して、大規模な施設が多数造られた。当初の大きな目的は、できるだけ多くの子どもの保護・収容と、子どもたちへの衣食住の保障にあり、施設内でのケアの質やあり方について議論されることは、ほとんどなかった。

しかし、1950年代に入ると「施設養護のあり方」「養護理論の確立の必要性」に関する議論が活発化する。この議論の中心となった課題が「施設入所児童のホスピタリズム」に関するものであった。

日本におけるホスピタリズム論争のきっかけとなったのは、堀文次(当時、東京都立石神井学園長)の論文「養護理論確立への試みーホスピタリズムの解明と対策」である。この中で堀は、施設職員としての自らの体験から「乳児期に施設入所した子どもは、社会性に乏しい。また発達も遅い」「施設の子どもの個性がない」「施設の子どもの、身長が低いわりに体重が重い。ズングリムックリ型である」等と、施設入所児童の特徴を「ホスピタリズム」として指摘している⁽¹³⁾。

また、堀は別の論文において「収容施設、特に乳児院育ちの児童は、意志的には忍耐力が弱

い、生活意欲が稀薄である、情緒的には不安定である、消極的で引っ込み思案、能力的には無力型な性格が形成されやすい」と施設児童のホスピタリズムを指摘し、その原因を「施設環境による学習不足によるところが多い」と論じている⁽¹⁴⁾。

堀以外に「施設入所児童のホスピタリズム（施設病）」について指摘した主な研究者、実践者として、瓜巢憲三（当時、神奈川県立中里学園長）、谷川貞夫（当時、社会事業研究所長）が挙げられる。

瓜巢（1954）は、バンダー（Bender, L.）やボウルビィ（Bowlby, J.）らによる施設入所児童に関する研究報告を論拠として、幼少期における実親からの愛護の必要性を強調した上で、施設における集団養護が子どもの発達や人格形成にもたらす弊害を指摘し、その解決策として「①里親制度の確立、②施設における小舎制の導入、③寮舎の家庭環境化」を提唱した⁽¹⁵⁾。

谷川（1953）は、1953（昭和28）年から1954（昭和29）年にかけて、厚生科学研究としてホスピタリズムの解明とその対策に関する調査研究に取り組み、その成果を『社会事業』誌上に発表した。谷川はその報告のなかで「施設における収容期間が長すぎたために、施設本来の目標である社会復帰の適応能力を失う」等の影響が明らかにあることを指摘し、ホスピタリズムという事実が存在することを論証した⁽¹⁶⁾。

ホスピタリズム論争では、施設環境とホスピタリズムとの因果関係を科学的に十分な実証をするには至らなかったため、多くの研究課題を残したまま終了したと言わざるをえない。しかし、この論争を通して、家庭で育つ子どもとの比較から、施設入所児童に顕著にみられる特徴として、

- ①身体的発達遅滞
- ②学習や生活への気力・意欲の稀薄さ
- ③社会性や自我（個性）の欠乏
- ④対人関係障害
- ⑤神経症的傾向

を指摘し、当時の施設養護のあり方に対して問題提起をしたという点において、ホスピタリズム論争の意義は大きい。

さらに、施設のあり方に対する問題提起から発展して「施設生活をより家庭に近づけるべきだ」という「家庭的養護理論」が確立する契機となったことも、ホスピタリズム論争の功績といえよう。

また、北川（1980）は、「ホスピタリズム論争以後の施設形態を従来までの経験と勘に頼る名人芸的な処遇方法から、明確な意図と根拠をもってのそれへと転換させる契機になったといえよう」とホスピタリズム論争を評価している⁽¹⁷⁾。ここで北川が述べている「明確な意図と根拠」とは、ソーシャルワークの視点、価値を意味している。つまり、ホスピタリズム論争を契機に、児童養護施設における実践は、子どもの発達支援や自立支援を意図的に実現するものであるべきである点が再認識されると同時に、施設養護実践が単に「ケアワーク」としてだけではなく、ソーシャルワークとして捉えられるべきだという1つの方向性が示されたといえるだろう。

2. ホスピタリズム論争から養護理論確立への流れ

ホスピタリズムを根拠とする「施設必要悪論」や「施設斜陽化論」に対抗・反論する形で、1960年代以降、養護理論確立への動きが日本において活発化した。ホスピタリズム論争は、施設養護を実践するうえで、施設のもつ特質を積極的に活かすことが重要であるとする「集団主義養護理論」と、子どもたちに家庭的な生活様式をでき得る限り提供する「家庭的養護理論」の2つの立場に、養護の理論的基盤を大きく分ける契機になった。

本節では、それぞれの養護論の萌芽と変遷、特徴等について概説することとする。

(1) 集団主義養護論

集団主義養護論は、積惟勝によって提唱され

た理論である。積は、1968（昭和43）年の全国養護施設長研究協議会において「養護理論を積極化し、施設を集団主義的生活の場とせよ」と主張し、集団主義養護論を確立していった。この理論の発展・普及にあたっては、積自らが組織した「全国養護施設研究会」（後の「全国養護問題研究会」）が果たした役割が大きい。

「全国養護問題研究会」の中心人物の1人である竹中（1984）は、「集団主義思想の基盤・本質」として、以下の4点を挙げている⁽¹⁸⁾。

- ①人間の本性としての集団性
- ②人間の発達と人格形成における集団性
- ③労働者の生き方の必然性としての集団主義
- ④集団主義思想の形成と集団主義教育への道

集団主義養護論では、集団のなかに人格形成の可能性を見出し、施設の主人公である子どもたちが「一人はみんなのために、みんなは一人のために」と、民主的に育ちあう関係性をもつことを重視している。さらに、集団主義による施設養護は、現代の家庭では果たし得ない子どもの健全な人間形成を実現し得るものであるとし、「施設」という生活共同体の場で、職員と子どもとが共同で創り上げていく集団生活過程に、子どもたちの人間性回復の可能性があるという視点に立脚している。

集団主義養護論は、施設という集団がもつパワーを強調・評価するものであり、グループワークの視点や理念を施設養護の場に活用しようとするものであるともいえる。

こうした集団主義養護論の主張は、「集団の優位性」を強調しすぎたため、個々の子どもがもつ個性を埋没させるのではないかと多くの批判を受けた。しかし、集団主義養護論は、集団養護の形態の意義を高く評価するものであるが、子どもへの個別的関わりを否定するものではない。竹中（1986）は、子どもの人格形成の必要条件として「集団処遇と個別処遇の統一的保障」を主張するとともに、集団処遇と個別処遇は「相

補的・相互移行的」と、両者の関係性を示している⁽¹⁹⁾。この理論は、今もなお「全国養護問題研究会」における指導的理論として位置づけられている。全国養護問題研究会の活動は、実践と理論を結びつける場として、児童養護施設界に与える影響は大きいと評価できる。

（2）家庭的養護論

家庭的養護論は、施設における処遇内容を家庭的なものに近づけることの重要性を強調する内容のものである。その主張の背景には、前述のホスピタリズム論争において、「施設養護の中心である集団的処遇の弊害がホスピタリズムを助長している」という説に当時の多くの児童養護施設長が共感し、「養護施設の家庭化」の必要性を認識したという経緯がある。

「養護施設の家庭化」を積極的に主張した熊本・慈愛園長の潮谷総一郎（1953）は、「施設は本来の家庭ではないが、ホスピタリズム阻止のためには、施設が家庭に近づくことが不可欠」だとし、施設形態を「小舎制ホーム式」にすることが望ましいと論じた⁽²⁰⁾。

また、谷川は、先述のホスピタリズムに関する研究成果を受け、保育者の担当児童数を少なくして担当制を徹底すること、里親制度やファミリーグループホーム制度を推進すると同時に、児童養護施設においては小舎制養護を行政が推進することの必要性を強調した⁽²¹⁾。

本稿Ⅱ-1.で述べたホスピタリズム論争の中心人物であった堀、潮谷、瓜栗、谷川らの研究によって「家庭的養護理論」の方向性が示された。これらの主張を簡潔にまとめる形で、鈴木（2000）は、「家庭的養護理論の内容」として、以下の4点を示している⁽²²⁾。

- ①子どもの施設での養育には、養護担当者を一定し、継続的で良好な人間関係の保持が求められること
- ②子どもの生活単位が小集団であり、「個別化」を行いやすい環境が設定され、それが実践されていること

- ③家庭的な養護実践のために、家庭に近い生活環境を施設のなかでも取り入れ、ホスピタリズムの防止や退園後の社会生活にも対応できるよう努めること
- ④子どもの家庭に近い生活体験のためには里親委託を優先し、それができない場合には小舎制の導入や、ファミリーグループホームでの実践が望まれるが、大舎制でも家庭的な生活ができるようなプログラムをもつこと

児童養護施設における実践のあり方について議論される際に「より家庭的な雰囲気」「家庭に近い条件整備」といった表現が用いられることが多い。しかし、何をもち「家庭的」とするのかという具体的で明確な定義はない。一般の家庭生活そのものが多様化する中で、「家庭的」を定義していくためには、まず「施設らしさ」の払拭が必要であろう。

児童養護施設の生活環境をより家庭的なものにしようという取り組みが、近年における「施設の小規模化と地域化」といった施設養護の新たな方向性につながり、さらには「地域小規模児童養護施設」制度化へとつながったといえよう。

家庭的養護理論とは、社会的養護を必要とする子どもたちに対して、ホスピタリズムは、施設生活に家庭的な環境や実践内容を整備することによって克服できるという積極的な意図をもつ養護理論である。「家庭的な環境の提供」という援助内容に「ソーシャルワーク」の視点と価値をいかに加え、方法論として確立していくかが、児童養護施設におけるレジデンシャルワークの体系化の課題ではないだろうか。

Ⅲ. 結論

ここまで、児童養護施設における実践について、①レジデンシャルワークの意味する内容の定義と特質、②ホスピタリズム論争を契機に確立した各養護理論の内容と特質、の2つの視座

から、検討してきた。

先行研究レビューの結果から、児童養護施設におけるレジデンシャルワークについて、以下のように整理ができる。

- 児童養護施設におけるレジデンシャルワークは、すべてソーシャルワークの視点、理念、方法などが用いられるべきである。よって、レジデンシャルワークを「ソーシャルワーク」と「ケアワーク」とに明確に二分することは不可能であり、また重要な意味をなすものではない。
- レジデンシャルワークは、施設利用者やその家族に対して行う援助といったマイクロレベルの実践だけでなく、利用者の施設生活や退所後の地域生活を快適なものに改善するために行政や社会に働きかけるソーシャルアクションや、職員間や機関間の連携を良好なものにするためのアドミニストレーションといったマクロレベルのソーシャルワークを含む実践でなくてはならない。
- ホスピタリズム論争を契機に確立していった「集団主義養護論」と「家庭的養護論」は、それぞれ立脚する視点は異なるが、どちらも、施設での日常生活援助を「意図的」なものにすることの必要性を強調した点は共通している。
- 明確な意図や理念をもちながらも遂行できてしまう食事、洗濯、掃除などの家事援助の1つ1つに、傷ついた子どもの心の回復や発達支援、自立支援といった明確な目標をもち、職員によるすべての働きかけを意図的なものにするには、施設職員によるすべての実践がソーシャルワーク化することにもつながる。

日本においては、施設実践を「ソーシャルワーク」と「ケアワーク」に分けて議論される機会が少なくない。しかし、児童養護施設における実践を「ソーシャルワーク」と「ケアワーク」とに二分して考えるとしたら、誰がソーシャル

ワーカーで、誰がケアワーカーなのかという疑問が生じる。かつて仲村（1984）は、「児童指導員＝ソーシャルワーカー」「保母＝ケアワーカー」と分類したことがあるが⁽²³⁾、施設実践の多様性と複雑性と未分化な実態から、このように明確に分類するのは困難であると考え。なぜなら、直接処遇職員は、ケアワークを実践するにあたってソーシャルワークの視点を必要とするからである。この点については、相澤（1984）が、「ケアワークは、主に社会生活をおくっていく上で、充足しなければならぬ基本的諸欲求に対応し、問題解決していくが、ソーシャルワークの目的である自己実現へ向かう第一歩と正確に位置づけなければ、ただの『素人の仕事』として価値的に低次におかれてしまう⁽²⁴⁾」という指摘にもあらわれている。

児童養護施設では、誰がソーシャルワーカーで誰がケアワーカーということではなく、職員全員が、状況に応じて、ソーシャルワークやケアワークを実践する。そのために必要となるものは、諸援助技術に加えて状況判断力（アセスメント力）といえるであろう。

しかし、個々の職員の能力や技術、価値に基づいた援助が有機的に発揮されるためには、それを可能にする施設全体のバックアップ体制が前提になるのではないだろうか。例えば、質の高い職員を採用するシステムや、研修やスーパービジョンなど職員の資質向上が可能な条件が適切に整っていなければ、有効なパーソナルケアもソーシャルワークも実践されないのではないか。ここに施設内アドミニストレーションの重要性がある。

おわりに

児童養護施設の今後の方向性として「地域化」と「小規模化」が明示された今日、それぞれの施設が創意工夫をこらし、子どもの権利を守り、その健全な育成と自立支援を保障するための実践を展開しようとしている。

今日、すべての施設で共通で活用できる「マ

ニユアル」としての養護理論は存在しない。また、子どもたちが抱える養護問題が多様化するなかで、そのような養護理論を確立することの必要性について疑問視する声もある。しかし、子どもの権利擁護と最善の利益の保障を可能とする養護実践のあり方を考究するにあたって、「地域化」と「小規模化」に加えて、共通した方向性や歩調を共有することは可能ではないだろうか。

本稿では、基礎的研究として、施設実践に関するこれまでの先行研究を概観し検証することとどまったが、今後の研究課題として、児童養護施設におけるアドミニストレーションの効果的な実践方法について、さらに検討を進めると同時に、子どもの発達や自立支援に向けたニーズに即した養護理論の構築に向けた研究を進めていきたいと考える。

<注釈・引用文献>

- (1) 相澤譲治（1984）「ケアワーク（社会福祉施設処遇）の概念的整理－身体障害者療護施設の処遇を手がかりとして」『ソーシャルワーク研究』10(1), pp55-61.
- (2) 小笠原祐次（1991）「社会福祉方法論の1つの検討－レジデンシャルワークの試み」『社会福祉研究』(50), pp72-73.
- (3) 兼頭吉市（1986）「入所施設ケアとソーシャルワーク特別養護老人ホームでの実践から」『ソーシャルワーク研究』(12)1, pp10-15.
- (4) 米本秀仁（1986）「現場における老人処遇」『社会福祉学』28(1), pp21-52.
- (5) Clough, R. (2000) 杉本敏夫訳（2002）「これからの施設福祉を考える」久美出版, pp30-33.
- (6) Payne, C., (1977) “Residential Social Work”, Spect, H. & Vickery, A. (eds.), *Integrating Social Work Methods*, Allen and Ltd. (岡村重夫・小松源助監修訳（1980）『社

- 会福祉実践方法の統合化』ミネルヴァ書房, pp291-292.
- (7) 前掲(1) .
- (8) Lee, P. and Pithers, d. (1980) 'Radical residential child care: Trojan horse or non-runner?' in Brake, M. and Bailey, R. (eds) *Radical Social Work and Practice* (London: Arnold), p110.
- (9) 鈴木力 (2003) 「児童養護におけるケアワーク (レジデンシャル・ケア) の視点」『児童養護実践の新たな地平』川島書店, pp88-90.
- (10) 外川達也 (1997) 「養護施設職員の現状を考える」花村春樹・北川清一編著『児童福祉施設と実践方法』中央法規, p111.
- (11) シンポジウム「我が国におけるソーシャルワーカーの役割と将来の展望」『日本ソーシャルワーカー協会会報』(2).
- (12) 根本博司 (1986) 「施設ケアとソーシャルワークその実態と二者の関係」『ソーシャルワーク研究』(12)1, pp 4 -9.
- (13) 堀文次 (1950) 「養護理論確立への試みーホスピタリズムの解明と対策」『社会事業』(33)6, pp16-18.
- (14) 堀文次 (1953) 「施設児童の人格形成に就て」『社会事業』(36)9, pp54-55.
- (15) 瓜巢憲三 (1954) 「ホスピタリズムの発生とその対策について」『社会事業』(37)7.
- (16) 谷川貞夫 (1953) 「ホスピタリズムの研究ーその究明過程における諸契機について」『社会事業』(36)10, および, 谷川貞夫 (1954) 「ホスピタリズムの研究ーその予防及び治療対策への考察」『社会事業』37(9).
- (17) 北川清一 (1980) 「養護施設における施設職員論序説ー施設養護展開過程における援助者の基本的姿勢について」『道都大学紀要』第3号, p60.
- (18) 竹中哲夫 (1984) 「集団主義養護論の研究」『日本福祉大学研究紀要』, pp52-55.
- (19) 竹中哲夫 (1986) 「児童養護の理論と方法」『日本福祉大学研究紀要』(70), pp 3 -5.
- (20) 潮谷総一郎 (1955) 「養護施設に於ける家庭的処遇の必要性に就て」『社会事業』36(7)および(8).
- (21) 谷川貞夫 (1953) 「ホスピタリズムの研究ーその究明過程における諸契機について」『社会事業』(36)10, および, 谷川貞夫 (1954) 「ホスピタリズムの研究ーその予防及び治療対策への考察」『社会事業』37(9).
- (22) 鈴木力 (2000) 「施設養護理論の系譜」北川清一編著『新・児童福祉施設と実践方法』中央法規出版, pp47.
- (23) 仲村優一 (1984) 『社会福祉概論』, 誠信書房, p155.
- (24) 前掲(1).

Rethinking Residential Work of Nursing Care

– Focusing on Practice in Children’s Home –

Kayoko ITO

Key words; children’s home, residential work, nursing care in institution

Summary

Recently, children’s home is asked for providing various functions for coping with all sorts of needs of children and their families. This study aimed to express a practice in children’s home as it ought to be and needs to improve. First, we reviewed previous studies about a definition or peculiarity of “residential work” that means the whole of practice in social welfare institutions. Next, we examined relevance between the discussion about a systematizing theory of nursing care in institution and the dispute of “hospitalism”. In conclusion, this study points out 1) a necessity of a viewpoint and skill of social work in a whole practice in children’s home, 2) a necessity to understand importance of social work practice at the meso and macro level such as social-welfare-administration or social action, 3) the theories of nursing care in institution that were formed through the dispute of “hospitalism” are commonly emphasize on necessary to include elements of social work in the practice in children’s home though the theories are based on different viewpoints.